

市内の消費を活性化したい



市 取扱事業者まだまだ募集中!

プレミアム付商品券事業

◆商品券概要
 ・1冊13,000円分の商品券を10,000円で販売(1人あたり3冊まで)
 ・13万冊発行(1冊19枚綴り)・・・【内訳】共通券1,000円券× 7枚(取扱全事業者で使用可)
 専用券 500円券× 12枚(大型店(一部を除く)以外で使用可)

商品券を利用できるお店については、実行委員会ホームページを確認。(※随時更新中)

実行委員会ホームページ

◆取扱事業者募集中
 プレミアム付商品券の取扱事業者を募集しています。

〈対象事業者・申込方法〉
 市内に事業所がある、条件を満たす事業者。
 指定の申込書を令和4年度草加市プレミアム付商品券事業実行委員会事務局に提出。
 ※詳細は実行委員会ホームページを確認。

物価高騰などに対する生活支援のため、当初予定の10万冊から、3万冊増刷!(合計13万冊)

30%のプレミアム付商品券を発行

| 期限 | 【使用期間】 令和5年2月5日(日)まで |
|-----|---|
| 問合せ | 【取扱事業者募集期間】 令和4年12月19日(月)まで |
| 問合せ | 令和4年度 草加市プレミアム付商品券 事業実行委員会事務局 (草加市商店連合事業協同組合) 048-928-8121 |

お金を借りたい



▶ 融資を受けたい

国 公庫の融資をご希望の方へ

特別貸付・利子補給制度

感染症の影響により、最近1か月の売上高または過去6か月の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期に対し5%以上減少した方(業歴1年1か月未満は別途要件あり)は、特別貸付と利子補給制度を併用することで、当初3年間、実質的に無利子で利用可能。
 貸付限度額は、(1)中小企業事業6億円
 (2)国民生活事業8,000万円

無利子(最大3年間)
無担保

| 期限 | 令和4年9月30日まで |
|-----|--|
| 問合せ | 日本政策金融公庫 ・さいたま支店 048-643-8320 ・越谷支店 048-964-5561 |

県 民間金融機関の融資をご希望の方へ

経営安定資金(新型コロナ関連)

新型コロナウイルスの影響により売上げが減少している事業者が、市からセーフティネット保証4号又は5号の認定を受けることで申請可能。
 利率は融資期間に応じて0.8~1.1%以内、信用保証料は0.68~0.80%以内、償還期間は1年超10年以内、運転資金の確保に活用できる。(セーフティネット4号は設備資金も対象)

最大 8,000万円

| 問合せ | 草加商工会議所 048-928-8111 |
|-----|-----------------------------|
|-----|-----------------------------|

雇用をまもりたい

▶ 休業手当を支払いたい

国 雇用維持を図る事業者の方へ

雇用調整助成金(事業者へ)

労働者の雇用維持を図った場合の休業手当等の一部を助成。特例措置により、1人1日15,000円を上限額として、労働者へ支払う休業手当等のうち最大10/10を助成。

1日最大 15,000円

| 期限 | 令和4年9月30日まで |
|-----|------------------------------------|
| 問合せ | 雇用調整助成金コールセンター 0120-603-999 |

国 休業手当が支給されないお勤めの方へ

休業支援金(お勤めの方へ)

令和4年1月から令和4年9月までの間に事業者の指示を受けて休業した労働者のうち休業手当の支払いを受けられなかった方に、休業前の平均賃金の80%を給付。

1日最大 11,000円

| 期限 | 休業した期間と申請期限 ・令和4年1月から6月 → 令和4年9月30日まで ・令和4年7月から9月 → 令和4年12月31日まで |
|-----|--|
| 問合せ | 新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 |

保険料等が支払えない



▶ 社会保険料が支払えない

国 年金保険料等の納付が困難な方へ

年金保険料の免除・納付猶予

申請により、事業等に係る収入減少等要件を満たした場合、厚生年金保険料の納付を1年の範囲内で猶予できる場合あり。また、収入が減少した人に対し、申請により国民年金保険料の特例免除を受けられる場合あり。

| 問合せ | 越谷年金事務所 048-960-1190 |
|-----|-----------------------------|
|-----|-----------------------------|

市 各種保険料等の納付が困難な方へ

各種保険料等の減免

申請により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、要件を満たすと、介護保険料、国民健康保険税が減免される場合あり。また、申請により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、要件を満たすと埼玉県後期高齢者医療広域連合が認定した場合は、後期高齢者医療保険料が減免される場合あり。

| 問合せ | 介護保険料:草加市介護保険課 048-922-1376 国民健康保険税:草加市保険年金課 048-922-1592 後期高齢者医療保険料: 草加市後期高齢者・重心医療室 048-922-1367 |
|-----|---|
|-----|---|

▶ 電気・ガス料金が支払えない

国 電気・ガス料金の支払い猶予について相談したい

電気・ガス料金の支払い猶予

電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方に対して、料金の未払いによる供給停止の猶予など、電気・ガス料金の支払いの猶予について、柔軟な対応を行うことを国が電気・ガス事業者に要請。

| 問合せ | 契約している各電気・ガス小売事業者 |
|-----|-------------------|
|-----|-------------------|